

第2次スポーツ推進計画(案)に関するパブリックコメント意見と市の考え方

意見箇所			意見等	意見に対する対応	
No	頁	施策等		市の考え方	案の修正
1	4	文化による創造と交流のまち	「文化活動による創造と交流のまち」なら判るが「文化による創造と交流のまち」とはどんな文化による創造なのか？(要約)	36ページに記載のとおり、文化とは最も広義にとらえると、「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身につけていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味するものです。「文化による創造と交流のまち」では、文化活動に限らず、広義な意味での文化により、創造と交流が生まれることを方針としています。	修正なし
2	14	②歴史的なまちなみの保存	「歴史のあるまちなみの保存」「歴史の残るまちなみの保存」「歴史を感じるまちなみの保存」なら判るが、「歴史的なまちなみの保存」では高尚すぎる。	歴史的とは、一般的には「過去にその事実が存在するさま。歴史に関するさま。」という意味があり、過去に歴史的な事実があるものに対して使用されています。 14ページに記載しております「②歴史的なまちなみの保存」では、東海道関宿の重要伝統的建造物群保存地区や、亀山宿、坂下宿、坂本棚田など、過去の歴史に関する事柄が明らかになっているものを中心としながら、ご指摘の「歴史を感じさせるまちなみ」までを含めた保存・整備に取り組む内容ですので、「歴史的な」と表現しています。	修正なし
3	12	多文化共生の推進	共生は先ずは交流からと思う。「多文化交流・共生の推進」なら判る。	多文化共生の推進においては、12ページの施策の内容に記載のありますとおり、言語習得機会の確保とやさしい日本語によるコミュニケーションの普及、情報提供の充実と、まちづくりへの積極的な参加の促進など、交流を円滑にするための取り組みを行ってまいりたいと考えております。	修正なし

4	26	「歴史的風致のまちづくり」プロジェクト	「愛称：歴史まちづくり法」の法律の名称をそのまま使っていて、表現が堅苦しく何のことかわからない。 「歴史資源（資産）を活かしたまちづくり」や「歴史資源（資産）とまちづくり」等もう少し工夫して判りやすい表現にしてほしい。	歴史的風致とは、歴史まちづくり法において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されております。「歴史的風致のまちづくり」プロジェクトでは、ご意見にあります歴史資源（資産）などを活かしながら文化を感じさせる良好な市街地の環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。 歴史的風致の定義につきましては、巻末資料「用語の解説」に追記させていただきます。	巻末資料に以下の文言を追記します。 歴史的風致 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。
5	27	「未来に羽ばたく人づくり」プロジェクト	「顕彰制度など」の文字は例としての記述だが、評価の方法を限定する懸念が残る。この表現は適当とは思わない。削除してほしい。	10ページに記載のありますとおり、文化芸術を担う人材の育成のため、文化芸術活動に功績のあった人材を顕彰する制度の創設を行っていく中で、評価方法が公平となるよう検討してまいります。	修正なし
6	—	「亀山市文化振興ビジョン（改定版）」の概要	今回の改定案の内容を図形化して判り易さを意図したものと思うが、「施策を体系的にまとめ」て「効果的に推進」することを改定の趣旨としていることと、この改定版の案を体系的にまとめた図でもあることからして、「概要」ではなく「亀山市文化振興ビジョン（改定版）の体系」または、「亀山市文化振興ビジョン（改定版）の体系の概要」が判りやすい。	ご指摘のとおり、該当箇所は体系図であることから、「亀山市文化振興ビジョン（改定版）の体系」と改めます。	「亀山市文化振興ビジョン（改定版）」の概要 ⇒「亀山市文化振興ビジョン（改定版）」の体系
7	4	個性を活かした魅力あふれるまち	「個性」とは、亀山市の自然、歴史、風土のことを指すようだが、人の「個性」を指すのではないので、どのような「個性」なのか、素直に伝わるような「見出し」にしてほしい。	まちの個性は、歴史、風土や自然環境、景観などによって培われてきたものであり、その感じ方は人それぞれであることから、どのような個性と限定することはできないと考えます。	修正なし

8	—	基本方針の具体化施策について	第3章の文化振興のための(1)～(9)の施策の中のどの施策が、どの文化振興の基本方針に対する施策なのか判然としない。	文化振興のための施策は8ページにも記載がございますように、文化振興の基本方針の具現化に向けた、具体的な施策体系ですが、どの基本方針にあたるかという明確な区分はございません。しかし、24ページに記載のありますとおり、文化のみえる化プロジェクトにおいて、3つの文化振興の基本方針に沿った文化のみえる化プロジェクトに取り組むこととしています。	修正なし
9	—	全般	「文化振興により目指すまちの姿」のサブタイトル、「～「伝統の文化」と「創造の文化」の調和・発展～」について、文化財の伝統芸能の説明はあるが、地域の郷土芸能、伝統行事にどんなものがあるのか、触れていない。できるだけ多くを亀山の「伝統の文化」としてこの計画案のなかで紹介してほしい。	地域の郷土芸能、伝統行事については、文化財に指定されているもの以外にも多数の行事等があることは認識しております。地域の郷土芸能、伝統行事の発信については、21ページに記載の地域の文化資産のデータベース化と活用の中で取り組んでまいりたいと考えております。	修正なし
10	—	全般	本改定版の案は、「計画の位置づけ」として「文化政策の方向性を体系化して示した」とある。「基本方向」「基本方針」「具体化に向けた施策」の関連が文字のみでなく図を使って目で見て判りやすいが、今一層の視覚での判り易さを期待します。	ご指摘いただきましたとおり、ビジョン冒頭の「文化振興ビジョン(改定版)」の概要について修正を行います。	「亀山市文化振興ビジョン(改定版)」の概要の図表を修正します。